

キャッシュカード振込機能 一部利用制限のおしらせ

(振り込め詐欺防止対策)

振り込め詐欺の被害が多発しております。特に、キャッシュカードによる振込みに不慣れな高齢者のお客さまをATMに誘導して、預金を振込ませる還付金等詐欺が増加しています。そこで、県下12信用金庫は70歳以上のお客さまにはキャッシュカード振込機能の一部利用制限を昨年より実施しています。

今般、静岡県警察本部より、本年に入って60歳代のお客さまの詐欺被害が急増していることに鑑み、対象年齢引き下げの協力について要請がありました。

県下12信用金庫は、平成30年9月20日(木)から、対象年齢を「70歳から65歳に引き下げる」こととし、更なる振り込め詐欺の防止策として実施させていただくことになりました。

緊急対応の内容

次のお客さまは、**キャッシュカードによる振込みができなくなります。**

(振込限度額を「0円」とさせていただきます。)

- ① 65歳以上、かつ
- ② ATMで直近3年以上キャッシュカードによる振込みをされていない口座のお客さま

上記のお客さまがキャッシュカードによる振込みをご希望の場合

- 平日の営業時間内に当金庫の窓口へお申し出ください。
- ご本人確認のうえ、振込みを可能とさせていただきます。
- キャッシュカードによる預入れや引出しは従来どおり可能です。

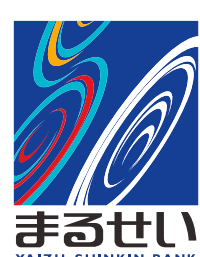
※ご不明な点は取引店窓口までお問い合わせください。

**警察から大切な
お知らせです。**

市職員等を騙り「還付金の手続が必要」と、被害者をATMに誘導し、犯人の指定した口座に振り込みをさせる還付金等詐欺被害が増加しています。

今年(6月末)の被害者は全て、50・60歳代です。「還付金」があるという電話は詐欺です。被害に遭わないように十分注意をしてください。

静岡県警察本部生活安全企画課



まいにち、あたらしい。
焼津信用金庫

まるせい ホームページ <http://www.yaizu-shinkin.co.jp/>